

# 再審請求中の者に対する死刑の執行

町田 伸一

## 1 はじめに

昨年12月に、3名に対する死刑が執行されました。このうち2名は再審請求中でした。

日本の国家・社会が死刑制度を存置していること、そして、日本の国家機関が死刑制度を利用しているという運用の問題点を問うことが本号特集のテーマでしょう。また、日本国の刑事訴訟手続きにおける刑事再審の制度的構造的な問題点についても、日本弁護士連合会が人権擁護大会で再審法の速やかな改正を求める決議を挙げるなど、随所で縷々述べられているところです。

私は、死刑を制度として存置すること、その死刑制度を国家機関が用いることに反対の意見を持っています。また、「針の穴にらくだを通すより難しい」と言われる日本の再審制度に対しても、問題意識を持っています。再審請求中の者に対する死刑の執行は、死刑の観点からも再審の観点からも許されてはいけないものだと考えますが、

本項では、再審請求中の者に対する死刑執行という運用の在り方に絞って、抽象的法の観点から、その問題点を述べたいと思います。また、この問題を考えるに当たって意識しておきたい日本国憲法（以下「憲法」といいます。）や刑事訴訟法（以下「刑訴法」といいます。）の具体的条文を引用します。

## 2 刑事再審

「再審」とは、「再度の審判」であり、一度目の審理判断が誤っていた場合に、これを糾すための制度です。誤った審判は、無辜の者に刑罰を科し、より軽い刑罰を科されるべき者により重い刑罰を科します。これらの冤罪被害者は、再審により幾らかの権利を回復することができます。

刑事訴訟手続きにおける再審の理由は、刑訴法第435条に7個が挙げられていますが、このうち、実務においても重要なものは、「有罪の言渡しを受けた者に対して無罪（中略）を言渡し、（中略）又は原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明

らかな証拠をあらたに発見したとき」と定める刑訴法第435条6号でしょう。この条号は、無実であるにも拘わらず無罪判決を得られずに有罪の言い渡しを受けた者や、例えば有期懲役になるべき罪を犯したに過ぎないにも拘わらず死刑判決を言い渡された者に対して、再審の請求権を認めるものです。

なお、無実である、即ち、犯人ではないのに有罪とされた場合に再審請求権が認められることはよく知られていますが、日本国の刑訴法は、軽い犯罪であったのに、重い刑罰を科された者に対しても再審の請求権を認めていることは、もっと注目されて良いのではないかと思います。仮に、死刑の制度と運用を前提としたにしても、豆腐一丁を盗んだがために死刑にされることがあってはいけない、犯罪と刑罰とは均衡していなければならぬ、ということなのです。昨年12月に死刑が執行された3名のうちの2名は、この「原判決において認めた罪より軽い罪を認めるべき明らかな証拠をあらたに発見した」ことを理由として、再審請求中でした。

## 3 死刑機関

国家権力は、社会に対して様々な形を採って現れますが、もっともよく知られている三形態の分類は、司法権・行政権・立法権の

三権でしょう。この3つの国家権力と死刑との関係は、立法権（国会）が、死刑という刑罰制度を刑法・刑事法に定めることにより創り出し、その法律を使って司法権（裁判所）が、ある人間に対して死刑という刑罰を言い渡し、その判決に基づいて行政権が死刑を執行します（刑事法第472条第1項「裁判の執行は、その裁判をした裁判所に対応する検察官がこれを指揮する」刑事法第475条第1項「死刑の執行は、法務大臣の命令による」）。

「三権分立」というシステムは、一般には、3つの独立した機関が相互に抑制し合い、バランスを保つことにより、権力の濫用を防ぎ、国民の権利と自由を保障する原則、と説かれます（衆議院のホームページから）。しかし、こと死刑については、3つの国家機関が、抑制し合うのではなく相俟って、人の生命という究極的な人権を剥奪するものであると言えるでしょう。

#### 4 再審請求中の死刑に関する具体的条文

さて、刑事法には、再審請求中の死刑執行について規定した具体的条文があります。刑事法第475条第2項は、「前項の命令（法務大臣による死刑の執行の命令）は、判決確定の日から6箇月以内にこれをしなければならぬ。但し、（中略）再審の請求（中略）がされその手続が終了するまでの期間（中略）は、

これをその期間に算入しない」と規定しています。この刑事法475条第2項但し書きの趣旨が、裁判には誤りがあり得ること（誤判の危険）、死刑の執行が不可逆であること、したがって、誤判が糺されるまでの間、あるいは、誤判の疑いが晴れるまでの間、つまり、再審請求期間中には6カ月という期間の進行を止めて、死刑の執行を許さない、というところにあるのは、如何なる立場に拠つても、賛同が得られるものと思います。

ところが、刑事法には、また別の意味に読むことができる条文もあります。刑事法第442条第1項「再審の請求は、刑の執行を停止する効力を有しない。但し、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官は、再審の請求についての裁判があるまで刑の執行を停止することができる」という条文がそれです。この条文は、再審の請求中であっても、原則として死刑の執行は停止されない、ただし、例外的に、検察官がその裁量によって死刑の執行を停止することができる、と読めます。また、裁判例にも、再審請求中の死刑執行停止を定めた刑事法475条第2項但し書きは、法的拘束力のない訓示規定であるとしたものがあります。訓示規定とは、効力規定の対概念であり、違反しても法的効力に影響を及ぼさない法律を言います。

近時の日本国が、再審請求中の者に対しても、死刑を頻繁に執行している根拠となる具体的法は、この条文と裁判例です。

結局のところ、相対立するように読める2つの条文を持つ具体的法のレベルでは、再審請求中の死刑執行が許されるか許されないかは、解釈が分かれていると言わざるを得ません。もちろん、私は、当為としては許されないと立場ですが、存在としては残念ながらこのような状況です。

#### 5 再審請求中の死刑執行が許されない抽象的法

それでは、再審請求中の死刑執行が許されないとする、その根拠は何か。それは、裁判の公平性と裁判を受ける権利に求められるべきだと考えます。憲法第32条は、「何人も裁判所において裁判を受ける権利を奪われぬ」と規定し、憲法第37条第1項は「すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の（中略）裁判を受ける権利を有する」と定めています。再審請求審も当然に刑事裁判であるところ、裁判における審理・判断の主体である裁判所（狭い意味での裁判所は、広い意味では国家権力であることは後に述べます）は、対立当事者である被告人と検察官との、いずれの当事者の側に片寄つてもありませんし、検察官は裁判のルール（刑事訴

（訴訟手続き）を遵守して訴訟を遂行せねばなりません。

さて、ここで、再審請求の当事者とは誰か。一方当事者はもちろん再審請求人です。

他方当事者については、2つの視点で考えたいと思います。一つ目の視点、一次的には、検察官です。検察官は検察庁に所属する官吏であり、検察庁は法務省の外局です。再審請求人が、裁判制度の枠内で（土俵の上で）、検察官を相手取って、裁判をしている途中に、法務大臣が命令して、検察官が執行することにより、つまり、他方当事者が、好きなきに、裁判制度の枠外で、相手方当事者である再審請求人を抹殺することで、裁判を終わらせてしまうことができるのです。裁判が終わった結果として、誤判の疑いがあった裁判は、正しい裁判として生き残ることになります。この運用は、他方当事者による一方当事者に対するものである点、裁判中であるにも拘わらず裁判の外で行なわれる点の二点において、裁判というルールに照らしておかしなものであることは明らかだと思います。裁判に限らずとも、スポーツでも、コンクールでも、選手が、設定されたフィールドの外で、相手方の選手を殺すことにより勝利することが異常であることは、論を俟たないと思います。

二つ目の視点は、国家権力です。再審請求の他方当事者は、一次的には検察官であると述べました。しかし、誤判を糺すことを目的とする再審の二次的・究極的な相手方が、過去に誤った裁判を行なった裁判所であることもまた論を俟たないでしょう。裁判所は司法権であり司法権は国家権力です。国家権力の誤りを糺そうとしている請求人を、その国家権力である司法権・行政権・立法権が、一体となって殺してしまうのです。なお、死刑執行に至る前の論点ではありますが、そもそも、再審制度が、裁判所の誤りを糺す役割を裁判所に与えている、即ち、糾弾されるべき対象がジャッジする、という構造的な問題を孕んでいることも、不公平の大きな原因です。そうであるからこそ、日弁連は、えん罪原因究明のための裁判所以外の公平な第三者機関の設置を求めています。

## 6 おわりに

2021年9月22日、東京高等裁判所は、以下のような判決を言い渡しました。事件は、在留期間を超えて日本に残留し、難民不認定処分を受けた後に不法残留に該当することを理由とする退去強制令の発布処分を受け、その後、難民不認定処分に対する

異議申し立てを行なったところ、同異議申

立棄却決定の告知を受けたその翌日に退去強制の執行を受け、強制送還されたスリランカ人2名が、難民不認定処分に対する取消訴訟等の提起について検討する時間的猶予を与えられずに裁判を受ける権利を侵害されたとして、訴えたものでした。このことについて、東京高裁は、「以上によれば、入管職員が、控訴人らが集団送還の対象となっていることを前提に、難民不認定処分に対する本件各異議申立棄却決定の告知を送還の直前まで遅らせ、同告知後は事実上第三者と連絡することを認めずに強制送還したことは、控訴人らから難民該当性に対する司法審査を受ける機会を実質的に奪ったものと評価すべきであり、憲法32条で保障する裁判を受ける権利を侵害し、同31条の適正手続の保障及びこれと結びついた同13条に反するもので、国賠法1条1項の適用上違法になるといふべきである」と判断しました。

法務大臣・検察官が、請求人が再審請求中であることを前提に、請求人に死刑を執行することは、請求人から誤判に対する司法審査を受ける機会を奪ったものと評価すべきであり、裁判を受ける権利を侵害するものである、と私は考えます。

（まちだ・しんいち／弁護士）